

【具体的な手続き例：茨城県から他県へ移転する場合】

介護支援専門員として茨城県に登録後、他の都道府県で就業又は就業しようとする場合は、登録を移転することができます。

- 1 茨城県に登録している C 氏が、D 県へ登録を移転する場合、
移転先である D 県の様式「登録移転申請書」を茨城県へ提出してください。
お手持ちの介護支援専門員証は茨城県に返納します。
※ 住所・氏名が登録時と異なる場合、茨城県の様式「登録事項変更届出書」を併せて提出してください。
- 2 茨城県で登録移転の処理をした後、茨城県から D 県へ登録移転申請書を送付します。
- 3 D 県が登録移転の手続きを行います。
D 県から登録移転の完了通知が C 氏あて送付されます。【手続き完了】

<注意>

登録移転の受け入れについては、条件のある都道府県がありますので、移転先の都道府県の介護保険担当課のホームページ等をご覧のうえ移転先の都道府県にお問い合わせください。